

「(仮称)ウインドパーク布引北風力発電事業環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社シーテックが、三重県津市及び伊賀市において、最大で出力 64,000kW の風力発電所を設置するものであり、再生可能エネルギーの導入・普及の推進により、地球温暖化対策に資するものである。

一方、本事業の工事計画は、風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設、残土処理を目的とした盛土場の設置等により大規模な土地の改変が行われ、現状計画では土工量が著しく多いものとなっている。

また、対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種(以下「国内希少種」という。)に指定されているクマタカの生息が複数確認されているほか、同区域の周辺では複数ペアによる営巣及び繁殖が確認されている。さらに、同区域及びその周辺は、サシバ、ノスリ等の渡り経路となっていると考えられる。

以上のことから、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事後調査について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

(3) 工事計画の見直しについて

本事業の工事計画は、風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設、残土処理を目的とした盛土場の設置等により大規模な土地の改変が行われ、現状

計画では土工量が著しく多いものとなっており、対象事業実施区域は大部分が森林法（昭和26年法律第249号）に基づく水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等に指定されていること、希少猛禽類であるクマタカの複数ペアによる高利用域となっていること等から、これらの土地の改変及びそれに伴う森林の伐採、土砂の崩落及び流出による水環境及び動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。

このため、風車敷、道路及び盛土場について、設置場所、設計及び工法に関して更なる検討を行い、切土量及び盛土量を可能な限り少量化するとともに土地の改変を最小限に抑えること。また、改変区域の大幅な変更がある場合には、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずることにより、水環境及び動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。

2. 各論

(1) 水環境及び水生動物に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺には、河川、沢筋等が存在しており、「環境省レッドリスト2020」（令和2年3月環境省）で絶滅危惧類として分類されているオオサンショウウオ等の重要な水生動物も確認されていることから、工事の実施に伴う直接改変と濁水による水環境及び水生動物に対する影響が懸念されるため、1.(3)に記載した工事計画の見直しを行うとともに、専門家等からの助言を踏まえ、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えるための沈砂池の設置等の適切な環境保全措置を実施することにより、水環境及び水生動物に対する影響を回避又は極力低減すること。

(2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているクマタカの生息が複数確認されているほか、同区域の周辺では複数ペアによる営巣及び繁殖が確認されている。また、同区域及びその周辺は、サシバ、ノスリ等の渡り経路となっていると考えられる。

このため、本事業の実施によるこれら鳥類への影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 対象事業実施区域の周辺ではクマタカの複数ペアによる営巣及び繁殖が確認されており、営巣及び繁殖への重大な影響が懸念される。このため、評価書の作成までに、専門家等からの助言を踏まえ、風力発電設備が営巣中心域に含まれないよう配置を再検討すること。

イ 対象事業実施区域の大部分はクマタカの複数ペアによる高利用域となっていることから、評価書の作成までに、ペアごとに行動圏の内部構造について高利用域及びその周辺の好適採食地の解析等を実施し、専門家等からの助言を踏まえ、好適採食地の改変及び営巣地と好適採食地の間の主要な飛行ルート上の風力発電設備の設置を回避する等の環境保全措置を適切に実施す

ること。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺において、クマタカの飛翔が高い頻度で確認されているが、飛翔状況を踏まえた配置の検討が十分に実施されていない。風力発電設備への衝突事故や移動の阻害等の影響を回避又は極力低減する観点から、評価書の作成までに、専門家等からの助言を踏まえ、風力発電設備の配置を再検討すること。

エ クマタカの繁殖活動への影響が懸念されることから、営巣期は高利用域における風車敷、道路等の建設や大規模な森林伐採等の工事を回避すること。

オ 鳥類の風力発電設備への衝突や移動の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無、クマタカの繁殖及び行動状況並びに渡り鳥の移動経路に係る事後調査を適切に実施するとともに、衝突や移動の阻害等の希少猛禽類等の重要な鳥類や渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付等鳥類からの視認性を高める措置、稼働調整等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

カ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(3) 廃棄物等について

本事業は風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設等に伴う多量の残土及びコンクリート塊等の廃棄物が発生する計画となっている。このため、1.(3)に記載した工事計画の見直しを行うとともに、風力発電設備の設置に関する工法の工夫等により、残土及びコンクリート塊の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する残土及びコンクリート塊については、可能な限り再生資源として利用を図ること。